

公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用に関する協議に  
ついて

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定による。

公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 1 項の規定により立川市の公の施設（下水道管きよ）を国立市の区域に設置し、及び同条第 2 項の規定により当該公の施設を国立市の住民の利用に供させるため、立川市は、国立市と下記のとおり協議する。

#### 記

1 公の施設の名称

錦幹線

2 設置の目的

多摩川流域下水道事業計画（北多摩二号処理区）変更届出書（平成 26 年 3 月 26 日受付）に定める立川市公共下水道錦処理分区（国立市公共下水道青柳処理分区を含む。以下「錦処理分区」という。）から排除される下水を北多摩二号水再生センターへ送水することを設置の目的とする。

3 設置の場所

国立市泉 1 丁目から国立市青柳 3 丁目まで

4 公の施設の利用

国立市は、国立市公共下水道青柳処理分区について、立川市が設置する錦幹線を利用できるものとする。

5 経費の負担

国立市と立川市は、当該公の施設の建設及び設計に要する費用について、国立市分と立川市分の錦処理分区における計画処理面積割合に応じてあん分した額をそれぞれ負担するものとする。

6 その他

国立市と立川市は、この協議のほか、必要な事項は別に協議して定める。

(参考)

### 位置図



